

京都市建築基準法施行細則新旧対照表

現行	改正後（案）
○京都市建築基準法施行細則 平成元年 7 月 1 日 規則第 3 9 号 (略) 目次 第 1 章 (略) 第 2 章 <u>確認</u> の手続 (第 3 条～第 8 条) 第 3 章～第 9 章 (略) 附則 第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (略) 第 2 章 <u>確認</u> の手続 第 3 条～第 6 条 (略) <u>第 7 条 (削除)</u>	○京都市建築基準法施行細則 平成元年 7 月 1 日 規則第 3 9 号 (略) <u>改正 令和 7 年 3 月 3 1 日規則第 9 5 号</u> 目次 第 1 章 (略) 第 2 章 <u>確認等</u> の手続 (第 3 条～第 8 条) 第 3 章～第 9 章 (略) 附則 第 1 章 総則 第 1 条～第 2 条 (略) 第 2 章 <u>確認等</u> の手続 第 3 条～第 6 条 (略) <u>(中間検査申請書の添付書類)</u> <u>第 7 条 法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物について、法第 7 条の 3 第 1 項の規定による検査の申請をする場合における省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号の規定により市長が定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる図書とする。</u> <u>(1) 住宅（共同住宅及び寄宿舍を除く。）の用途に供する建築物（主要構造部（法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）（壁、柱及びはりに限る。）の全部又は一部に木材が用いられているものに限る。）で床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもの 次に掲げる図書</u> <u>ア 構造耐力上主要な部分（令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）を構成する部材（接合部を構成する部材を含む。）の位置、形状及び寸法並びに構造耐力上主要な部分の構造方法を明示した図書</u> <u>イ 令第 4 6 条第 3 項ただし書に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算の結果を記載した図書</u> <u>ウ 令第 4 6 条第 4 項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することを明示した図書</u>

第9条～第19条の3 (略)

(長屋の構造等に関する特例)

第19条の4 建築基準条例第8条第2号イに規定する別に定める界壁は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令第112条第3項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に存するもの
- (2) 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件(平成26年8月22日国土交通省告示第860号)の規定に適合するもの

2 建築基準条例第8条第3号に規定する別に定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年6月21日国土交通省告示第194号)第4第1号イ(外壁開口部設備については、同号(10)ただし書に規定する開口部に設けるものに限る。)に規定する構造方法とする。

第19条の5～第27条 (略)

(特定建築物等の定期報告)

第28条 (略)

2 (略)

3 法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年3月10日国土交通省告示第282号)第1に規定するもののほか、市長が定めて告示する。

4・5 (略)

(特定建築設備等及び工作物の定期報告)

第29条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(2) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物(法第2条第2号に規定する特殊建築物をいう。)でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの 次に掲げる図書

ア 基礎及びはりの位置、形状及び鉄筋の配置を明示した図書

イ 前号に掲げる図書

第9条～第19条の3 (略)

(長屋の構造等に関する特例)

第19条の4 建築基準条例第8条第2号イに規定する別に定める界壁は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 令第112条第4項に規定する自動スプリンクラー設備等設置部分に存するもの
- (2) 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件(平成26年8月22日国土交通省告示第860号)の規定に適合するもの

2 建築基準条例第8条第3号に規定する別に定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年6月21日国土交通省告示第194号)第4第1号イ(外壁開口部設備については、同号(10)ただし書に規定する開口部に設けるものに限る。)に規定する構造方法とする。

第19条の5～第27条 (略)

(特定建築物等の定期報告)

第28条 (略)

2 (略)

3 法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準(以下「調査項目等」という。)は、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年3月10日国土交通省告示第282号)第1第1項に規定するもののほか、市長が定めて告示する。

4 前項の規定により市長が定めて告示した調査項目等により法第12条第1項に規定する調査を行う建築物は、市長が定めて告示する。

5・6 (略)

(特定建築設備等及び工作物の定期報告)

第29条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

(1) 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）であって、前条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物に設けるもの

(2) (略)

2～4 (略)

(定期報告対象建築物等の建築等の通知)

第30条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「定期報告対象建築物」という。）を建築する場合（増築する場合にあっては、増築後の建築物が定期報告対象建築物となる場合を含む。）又は建築物の用途の変更をして定期報告対象建築物にする場合においては、その旨を文書により市長に通知しなければならない。遊戯施設の築造主が令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設を設置するときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第31条～第33条 (略)

附 則
(略)

別表第1～別表第2 (略)

(1) 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）であって、前条第1項第2号から第4号までに掲げる建築物に設けるもの（令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。）

(2) (略)

2～4 (略)

(定期報告対象建築物等の建築等の通知)

第30条 建築主は、次の各号のいずれかに該当する建築物（法第12条第1項に規定する国等の建築物を除く。）以下この条において「定期報告対象建築物」という。）を建築する場合（増築する場合にあっては、増築後の建築物が定期報告対象建築物となる場合を含む。）又は建築物の用途の変更をして定期報告対象建築物にする場合においては、その旨を文書により市長に通知しなければならない。遊戯施設の築造主が令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設を設置するときも、同様とする。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第31条～第33条 (略)

附 則
(略)

附 則（令和7年3月31日規則第95号）

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 目次、第2章の章名及び第7条の改正規定並びに次項の規定 令和7年4月1日

(3) 第28条及び別表第6の改正規定 令和7年7月1日

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市建築基準法施行細則第7条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

別表第1～別表第2 (略)

別表第3（第9条関係）

図書	明示すべき事項
(略)	
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別 (3) 申請に係る工作物が令第138条第3項第2号ハからチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別 (4) 用途地域の境界線 (5) 法第51条の規定が適用される建築物にあっては、都市計画区域の境界線
(略)	

別表第4（略）

別表第5（第28条関係）

区分	用途	床面積の合計
(略)		
10	事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。）	1,000平方メートル
(略)		

別表第5の2（第28条関係）

用途	報告の時期
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く。）、公会堂又は集会場	平成29年から3年目ごとの年の12月25日
病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	平成30年から3年目ごとの年の12月25日
ホテル又は旅館	平成28年から3年目ごとの年の12月25日

別表第3（第9条関係）

図書	明示すべき事項
(略)	
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地の境界線、敷地内における工作物の位置及び申請に係る工作物と他の工作物との別 (3) 申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ハからチまでに掲げるものである場合にあっては、当該工作物と建築物との別 (4) 用途地域の境界線 (5) 法第51条の規定が適用される建築物にあっては、都市計画区域の境界線
(略)	

別表第4（略）

別表第5（第28条関係）

区分	用途	床面積の合計
(略)		
10	事務所その他これに類する用途（当該用途に供する部分の階数が5以上である場合に限る。）	1,000平方メートル
(略)		

別表第5の2（第28条関係）

区分	用途	報告の時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外に客席を有するものを除く。）、公会堂又は集会場	令和5年から3年目ごとの年の12月25日
2	病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	令和6年から3年目ごとの年の12月25日
3	ホテル又は旅館	令和4年から3年目ごとの年の12月25日

下宿、共同住宅又は寄宿舎	平成 2 9 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	4	下宿、共同住宅又は寄宿舎	令和 5 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
令第 1 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる児童福祉施設等	平成 2 9 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	5	令第 1 1 5 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる児童福祉施設等	令和 5 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	平成 2 8 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	6	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	令和 4 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	平成 2 9 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	令和 5 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	平成 2 8 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	8	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	令和 4 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	平成 3 0 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	9	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ又はテレビスタジオ	令和 6 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
事務所その他これに類する用途（当該用途に供する建築物の階数が 5 以上である場合に限る。）	平成 3 0 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	1 0	事務所その他これに類する用途（当該用途に供する部分の階数が 5 以上である場合に限る。）	令和 6 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
別表第 5 に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの	平成 2 8 年 から 3 年目ごとの 年の 1 2 月 2 5 日	1 1	別表第 5 に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの	令和 4 年 から 3 年目ごとの年 の 1 2 月 2 5 日
別表第 6（第 2 8 条関係）			別表第 6（第 2 8 条関係）	
図書	明示すべき事項		図書	明示すべき事項
(略)			(略)	
各階平面図	(1) 縮尺、方位及び寸法 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部の位置及び種類 (4) 防火設備の位置及び種類 (5) 昇降機の位置及び種類		各階平面図	(1) 縮尺、方位及び寸法 (2) 間取り及び各室の用途 (3) 開口部の位置及び種類 (4) 防火設備の位置及び種類 (5) 昇降機の位置及び種類

(6) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (7) 防火区画の位置 (8) 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置	(6) 延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造 (7) 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置
別表第 7 ・別表第 8 （略）	別表第 7 ・別表第 8 （略）
第 1 号様式～第 1 3 号様式の 2 （略）	第 1 号様式～第 1 3 号様式の 2 （略）